

空き家の管理は、所有者の義務です。空き家を放置しておくことでさまざまな問題が発生します。右記のチェックリストに当てはまる場合は、ご近所に衛生面や安全面などの迷惑をかけることがありますので、適正な管理をお願いします。

また、建物は使用していない時間が長いほど、資産価値が下がる傾向にあります。建物の老朽化が進む前に、売却や貸家としての活用などをご検討ください。

問い合わせ

都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当



チェックリスト

家の周り

- 雑草、樹木の繁茂や害虫の発生
- 塀(傾きなど)

屋根など

- 屋根材(ずれ、はがれ、割れ)
- アンテナ(傾き)
- 雨樋(はずれ、割れ、水漏れ)
- 軒裏(はがれ、落下)

水道、下水、電気、ガスなど

- 配管等の劣化

開口部

- 窓ガラス(割れ、ひび)
- ドア(開閉不具合)

外壁など

- 外壁材(はがれ、ひび)
- ベランダ、外階段(腐食、たわみ、はずれ)

室内

- 雨漏り
- かび

計量法の規定により、取引や証明に使用する「はかり」は2年に1回定期検査を受けなければなりません。必ず検定証印または基準適合証印のあるものを使用しましょう。

なお、下記の日程で機械式はかり(ひょう量250kg以下のもの)の定期検査を行います。注意事項等を確認の上、当日会場へお越しください。

日時 7月1日(水)

午前10時～正午、午後1時～3時

場所 市役所庁舎北側

検査対象となるはかりの例

- スーパー、商店(露店、行商を含む)などで商品の量り売りに使用するはかり
- 保健所、病院、学校、社会福祉施設、幼稚園などで健康診断(体重測定)に使用するはかり
- 工場、事業所等が原材料の検収、製品の料金算定や量目表記のために使用するはかり
- 学校、給食センター等が食材などの検収のために使用するはかり
- 農産物、水産物等の料金算出のために使用するはかり
- 病院、調剤薬局等が薬の調剤用に使用するはかり
- 廃棄物処理事業者が処理費用の算出に使用するはかり

○自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の量目を最終確認するためのチェック用非自動はかり

○観光農園や農産物直売所において、料金算定や量目表記に使用するはかり

持ち物 はかり(分銅・おもりを含む)、検査手数料、申請書

注意事項

※はかりは汚れを落としてきてください。

※ストッパーがある場合には、装着してお持ちください。

※電気式(デジタル式)はかりや、ひょう量250kgを超える機械式はかりは、別途巡回して検査を行います。

※検査を受けていないはかりは取引や証明に使用することができません。

※検査に合格したはかりには、合格シールを貼付します。

※検査手数料は、はかりによって異なります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、検査を延期する場合があります。

申し込み 不要(直接会場へ)

問い合わせ 産業振興課商工観光担当

県計量検定所 ☎048-652-2171